

第1章

IATAと国際航空運賃

1. IATA と国際航空運賃

(1) IATA とは

1945年に設立された「IATA」(International Air Transport Association = 国際航空運送協会)は、国家間の公的機関である「ICAO」に対して、国際線を運航する航空会社(企業)の組織である。

ICAO (International Civil Aviation Organization) = 国際民間航空機関

国連専門機関の一つ。国際航空の安全かつ健全な運営と、運送業務、ハイジャック対策、運賃に関する国際基準、勧告、ガイドラインの作成など、各国の協力を図る。

① 設立

- 第1次世界大戦後に旧IATAが設立されたが、1945年にキューバ(ハバナ)で行われた世界航空企業会議において、現在のIATAが誕生した。

② 目的

- 世界人類の福祉のために、安全・定期的かつ経済的な航空運送を助成・発達させ、関連する諸問題を解決する。
- 国際航空に直接・間接的に従事している航空企業間の協力体制の強化を行う。
- 各種の国際諸機関との協力を行う。

③ 会員

- 正会員・・・ICAO加盟国で、定期国際航空業務を行っている航空企業。
- 準会員・・・上記以外の定期航空業務を運営している、ICAO加盟国の航空企業。

④ 事務所

- 本部・・・モントリオール(カナダ)
- 事務所・・・ジュネーブ(スイス)等

(2) IATAの主な機能

① 航空運賃計算規則や発券・運用ルール等の決定

- 航空会社コード(2レター)や、都市および空港コード(3レター)などのIATAコードの決定。
- IATA加盟航空会社とIATA代理店(主に旅行会社)の運賃の精算や、加盟各社の連帯運送に伴う運賃の精算業務など。

② 運送条件の協定

- 乗り継ぎ、荷物のスルーチェック、搭乗航空会社の変更(エンドース)などの航空会社間の連帯運送(インターライニング)について、協定を結んでいる。

③ 運送諸問題の解決

- 航空運送業務の運営に必要な事項の決定、航空約款の世界的統一ならびに、ICAOやその他の国際機関との密接な協力により、国際航空運送の、より安全・能率的、

かつ経済的改善のための活動。

(3) 運送約款

航空会社はIATAが作成した標準約款に準じた運送約款を定めている。航空機を利用する旅行者は、この約款に基づいた運送契約を航空会社と結び、旅行することになる。

(4) NON-IATA 航空会社と LCC

① IATA に加盟していない航空会社を「NON-IATA キャリア」といい、乗り継ぎやエンドースなどの連帯運送を行わない航空会社もある。また手荷物の損害や、死亡または身体の障害に関する責任額などについては、IATA に加盟している航空会社と異なることが多い。

② LCC (Low Cost Carrier)

LCC の明確な定義はないが、一般的には「低コスト路線キャリア (格安航空会社)」と呼ばれ、特定の運航路線において既存の航空会社に比べて低価格の運賃を設定して販売する航空会社の総称として使われている。

IATA やアライアンス (航空連合) に加盟せず、特定区間の運航を行い、旅行者への直接販売、機内サービスや手荷物の有料化など、低コストかつサービスの簡素化を図っている航空会社が多い。

他社の予約便を含めた航空券の発券ができない、あるいは他社との乗継便のスルーチェックインができない場合があるなど、旅客にとって利便性が損なわれることもある。

(5) IATA 運賃とキャリア運賃

国際航空運賃には、IATA が設定する IATA 運賃と、各航空会社が独自に設定するキャリア運賃の2種類があったが、2018年11月にIATA運賃が廃止されたため、国際航空運賃はキャリア運賃のみとなっている。ただし運賃計算を行う際は、別途の定めがない限り、IATAの運賃計算規則が適用される。

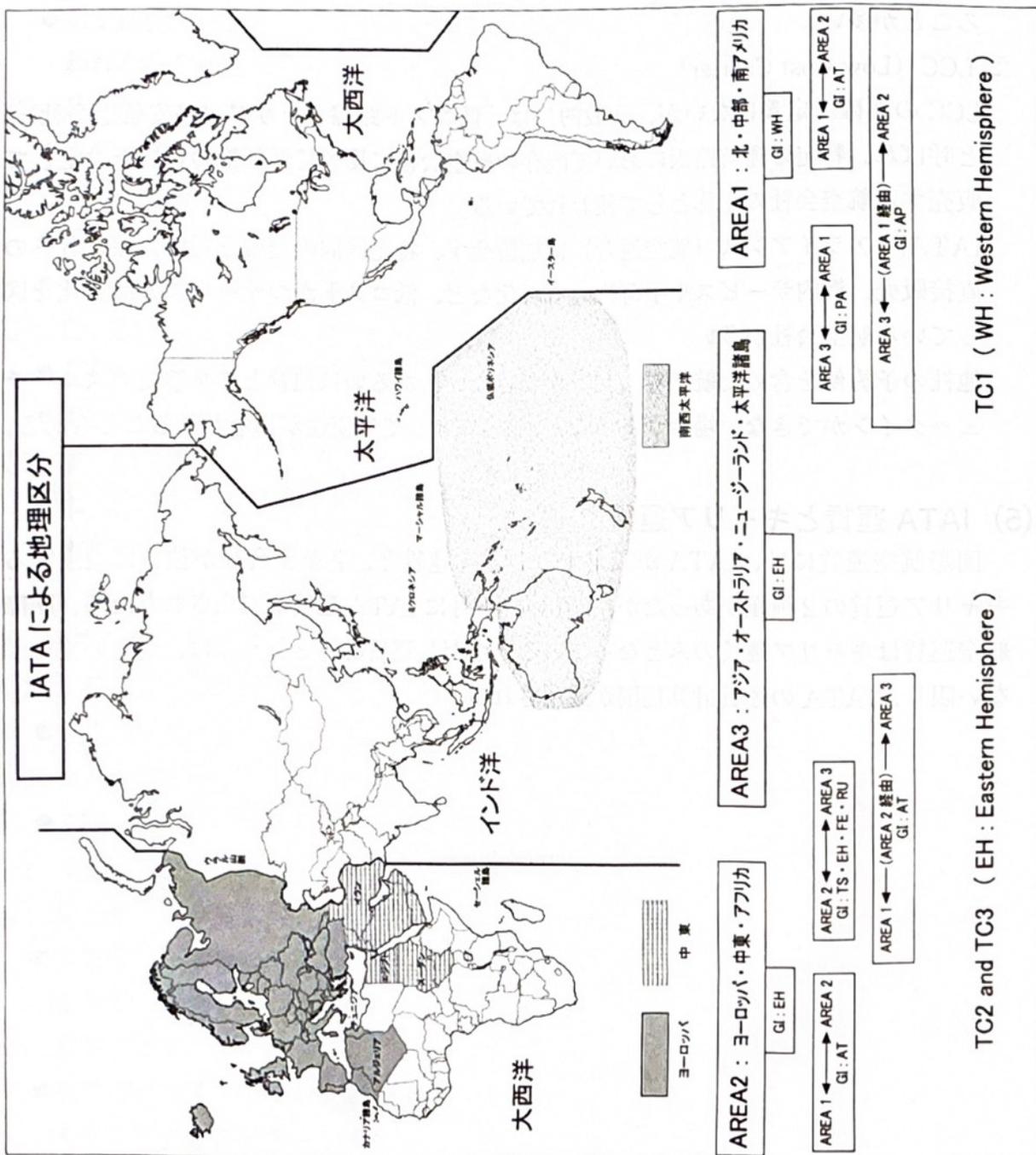
(6) IATAにおける地理区分

① IATA 地区 (Traffic Conference Area)

IATAは全世界を大きく3つの地区 (Area) に区分している。

地区名	含まれる国・地域・島嶼
第1地区 (Area 1 = TC1)	南北アメリカ両大陸と近隣諸島 (ハワイ諸島を含む)
第2地区 (Area 2 = TC2)	ヨーロッパ、中東、アフリカ大陸と近隣諸島
第3地区 (Area 3 = TC3)	中東を除くアジア全域、オセアニアと近隣諸島

*日本はTC3に属している。



② IATA 補助地区 (IATA Sub - Area)

3つのIATA地区は、さらにいくつかの補助地区に分かれる。

● IATA 第1地区 (TC1)

補助地区名		含まれる国・地域・島嶼
T C 1	北米 (North America)	アラスカ州及びハワイ州と米国大陸部(※)、カナダ、メキシコ、プエルトリコ、米領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島
	カリブ (Caribbean)	北米、中米、南米に属さないメキシコ湾・大西洋・カリブ海に面した国、近隣諸島。キューバ、バハマ、バルバドス、ドミニカ、ハイチ、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、バミューダ諸島、ケイマン諸島、英領バージン諸島など。
	中米 (Central America)	ベリーズ、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア
	南米 (South America)	アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、フランス領ギアナ、ガイアナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラ

(※) 米国大陸部 (Continental USA) : ハワイとアラスカを除くアメリカ合衆国の48州およびコロンビア特別行政区 (ワシントンD.C.)

● IATA 第2地区 (TC2)

T C 2	ヨーロッパ	ヨーロッパ全域(ウラル山脈以西のロシアを含む)、その他近隣諸島(アゾレス諸島、カナリア諸島、アイスランド等) およびトルコ、マルタ、モロッコ、アルジェリア、チュニジア、キプロス
	アフリカ	アフリカ全域(エジプト、スーダン、モロッコ、アルジェリア、チュニジアを除く) およびその近隣諸島(マダガスカル、モーリシャス等)
	中東	イラン、イラク、シリア、レバノン、ヨルダン、イスラエル、エジプト、スーダンおよびアラビア半島の諸国(サウジアラビア、クウェート、バーレーン、アラブ首長国連邦、カタール、オマーン、イエメン)

● IATA 第3地区 (TC3)

T C 3	南アジア亜大陸	アフガニスタン、パキスタン、インド、スリランカ、ネパール、ブータン、バングラデシュ、モルジブ共和国
	南西太平洋	オーストラリア、ニューージーランド、ニューカレドニア、フィジー、サモア、バプアニューギニア、タヒチと近隣諸島(注: グアム・ハワイは含まない)
	日本・韓国	日本、韓国
	東南アジア	上記TC3の諸国・地域を除くアジア全域、ウラル山脈以东のロシア、グアム、および近隣諸島(マーシャル諸島、ミクロネシア、北マリアナ諸島等)

★★ (7) 旅行経路 (Global Indicator = GI)

運賃は、出発地から目的地までの旅行経路に合致する経路運賃を適用しなければならない。またマイルージ計算 (P54) を行う際も旅行経路に合致する MPM を適用しなければならない。

この旅行経路のことを「グローバルインディケーター (Global Indicator)」といい、アルファベット2文字の記号「GI」で表わされる。

①日本発着の運賃：行先 (方面) と旅行経路 (GI) ごとに、経路運賃が設定されている。

- TC1行 = PA、AT
- TC2行 (ロシア以外の地点行) = TS、EH、AP
(ロシア行) = RU、TS、FE、EH、AP
- TC3行 = EH

行先 (目的地) / 日本発経路運賃		GI	経路例	
TC1	日本 (太平洋横断) → TC1 (Trans Pacific = TC13 運賃)	PA	TYO - HNL TYO - LAX - MEX	
	日本 → TC2 (大西洋横断) → TC1 (Trans Atlantic = TC123 運賃)	AT	TYO - LON - NYC TYO - FRA - RIO	
※ロシア以外の地点行※				
TC2	日本 (ヨーロッパ直行便) → TC2	TS	TYO - PAR - ROM	
	日本 (シベリア経由) → TC2		TYO - MOW - CAI	
	日本 → (南回り) → TC2	EH	TYO - HKG - FRA	
			TYO - DOH - LON	
	日本 (太平洋横断) → TC1 (大西洋横断) → TC2	AP	TYO - NYC - LON	
	※ロシア行※			
	日本 (ロシア直行便) → ロシア	RU	TYO - MOW	
	日本 (ヨーロッパ直行便) → ヨーロッパ → ロシア	TS	TYO - FRA - MOW	
	日本 → TC3 都市 (ロシア・ウクライナ直行便) → ロシア	FE	TYO - BJS - MOW	
	日本 → 中東・ヨーロッパ → ロシア (TS/FE 以外の経路)	EH	TYO - CAI - MOW	
日本 (太平洋横断) → TC1 (大西洋横断) → ロシア	AP	TYO - NYC - MOW		
TC3	日本 → TC3 (Eastern Hemisphere = TC3 運賃)	EH	TYO - SIN	
			TYO - BKK - SYD	

TC2行のGI

- TS = Trans Siberia (TC23 運賃)
 EH = Eastern Hemisphere (TC23 運賃)
 RU = Russian (TC23 運賃)
 FE = Far East (TC23 運賃)
 AP = Atlantic and the Pacific (TC213 運賃)

②日本発着以外の経路運賃（抜粋）：

日本発着以外の主な経路運賃は下記の通り。

IATAの3つの地区の「地区内運賃」と「地区間運賃」がある。

日本発以外の経路運賃		GI	経路例
地区内運賃	TC 1（南北アメリカ）内 （Western Hemisphere = TC 1 運賃）	WH	LAX - YVR
			NYC - SAO
	TC 2（ヨーロッパ・アフリカ・中東）内 （Eastern Hemisphere = TC 2 運賃）	EH	LON - ATH
			CAI - NBO
	TC 3（アジア・オセアニア）内 （Eastern Hemisphere = TC 3 運賃）	EH	HKG - AKL
			SIN - BKK
地区間運賃	TC 1 - 2 間（大西洋横断） （Trans Atlantic = TC 1 2 運賃）	AT	SFO - LON
			RIO - FRA
	TC 2 - 3 間 （Eastern Hemisphere = TC 2 3 運賃）	EH	FRA - SHA
			CAI - KUL

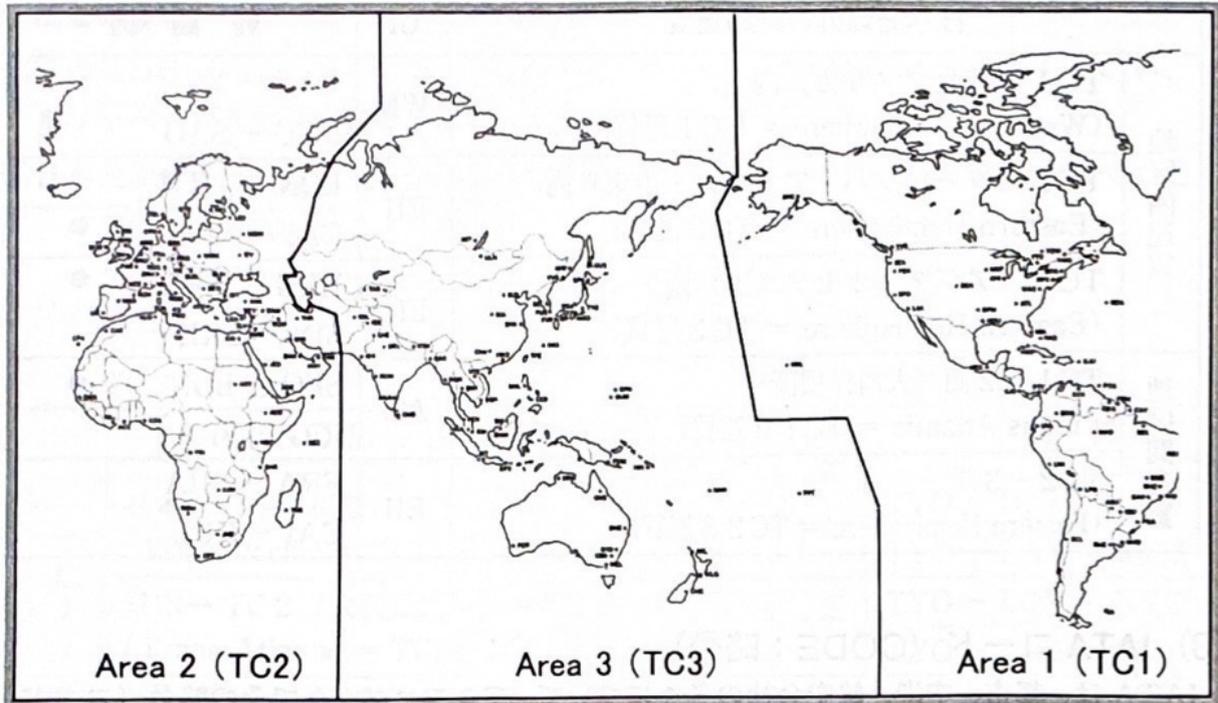
(8) IATA コード（CODE：略号）

IATAは、都市、空港、航空会社の各々について、アルファベットでその略号（コード）を定めている。（都市コードと空港コードは3桁、キャリアコードは2桁で表わされる）旅程表や前項の経路例のように、各々の名称はこのコードを用いて表されることがある。（第5章－主な都市コードと航空会社コード：P147～、または小社発刊の「旅行業実務シリーズ⑤旅行実務」のテキストを参照）

理解度チェックー1

(解答は P.153)

第1問. 下記の地図を参照し、各設問に答えなさい。



問1. (例) にならって各空欄を埋めなさい。

(例)	TOKYO	TYO	日本	TC3
①	FRANKFURT			
②	AUCKLAND			
③	NEW YORK			
④	COPENHAGEN			
⑤	HONOLULU			
⑥	BANGKOK			

問2. (例) にならって適用する経路運賃と GI を答えなさい。(各区間は直行便利用)

(例)	TYO → LAX	TC 13	PA
①	TYO → WAS → PAR		
②	TYO → SYD → CHC		
③	TYO → HKG → ATH		
④	TYO → MOW → LON		
⑤	TYO → HNL → SFO		
⑥	TYO → MUC		

2. クラスと運賃の種類・種別

(1) クラス

機内サービスや座席の仕様などによって、航空会社のサービスには、ランクが付けられる。これをクラスオブサービス (Class of Service) という。一般的に「クラス」と呼ばれ、サービスの水準の高い方から以下のような種類があるが、どのクラスを利用できるかは、支払う運賃の種類・種別によって異なる。

- ①ファーストクラス (First Class)
- ②ビジネスクラス (Business Class)
- ③プレミアムエコノミークラス (Premium Economy Class)
- ④エコノミークラス (Economy Class)

(2) キャリア運賃

キャリア運賃 (詳細は第4章を参照) は、普通運賃と特別運賃の2つに大別することができる。

①普通運賃

- 原則、タリフの運賃名称に「普通運賃」の記載がある運賃をいう。(JLの場合は「Flex F/J/W/Y 運賃」)
- 多くの航空会社がファースト、ビジネス、プレミアムエコノミー、エコノミーの各クラスの普通運賃を設定している。
- 原則、旅客の適用条件や旅行条件に制約はなく、変更や取り消しの制限もない。
- 12歳以上の旅客に適用し、最長旅行期間は1年(12カ月)、必要旅行日数の制限はない。(12歳未満の旅客は、小幼児運賃(P19)を適用することができる。)

②特別運賃

- 原則、普通運賃の名称が記載されていない運賃を総称するもので、多くの航空会社が各種の特別運賃を設定している。
- 各社ともエコノミークラスの運賃設定が中心であるが、ファーストクラスやビジネスクラス、プレミアムエコノミークラスの運賃を設定しているキャリアもある。
- 一般的には普通運賃より安価だが、多くの条件、制限、期限などが付される。
- 以下のような運賃の種類(種別)がある。

[PEX 運賃](個人回遊運賃): 年齢・資格・条件等を問わない運賃で、日本発キャリア運賃の主流となっている。

[IT 運賃](個人包括旅行運賃): 宿泊の手配などが付随されることが条件の運賃で、航空券のみで販売することはできない。

[その他]: 世界一周運賃、エアパスなど。

★ 3. 運賃の適用

(1) 運賃の適用

運賃は、航空券の運送開始日（最初の区間の搭乗日）に適用される「航空券の発券日に有効な運賃」を全旅程に適用する。

【例】東京（TYO）発ニューヨーク（NYC）行の運賃において、2025年1月31日現在で有効な運賃が200,000円であったが、2025年2月1日付けで、下記の条件で運賃改定が行われた場合。

- i : 2025年4月1日以降出発の運賃は220,000円に値上げ
- ii : ただし 2025年3月15日以降に発券される航空券に適用する
（「発効日は2025年3月15日」という記載方になる場合もある）

- ①当該改定は4月1日以降の出発に対するものなので、運送開始日が2月1日～3月31日の場合は、発券日に関わりなく、適用運賃は200,000円である。
- ②運送開始日が4月1日以降である場合は、以下の2つのケースが生じる。
 - 航空券を2月1日～3月14日の間に発券する場合、発効日（3月15日）より前なので、「発券日に有効な運賃」は200,000円を適用する。
 - 航空券を3月15日以降に発券する場合、発効日以降の発券であるので、「発券日に有効な運賃」は220,000円を適用する。

(2) 最初の区間が予約済の航空券

- 航空券の発券日から最初の区間の搭乗日までの間に運賃・規則や燃油サーチャージ、航空保険料、その他税金等の変更が行なわれた場合でも、予約変更をしない限り、当該航空券は旅行終了まで、そのまま有効なものとして使用することができる。
- ただし出発前に最初の区間の予約を変更した場合、予約変更を行なった日に当該航空券に適用した運賃・規則と異なる運賃・規則やその他料金が発効となっている場合は、再計算を行う。（追徴・発券替え等の処理が必要となる場合もある）

(3) 最初の区間が未予約の航空券（オープン航空券）

- 最初の区間が未予約で発券された航空券をオープン航空券といい、最初の区間の予約を行なった日に、当該航空券に適用した運賃・規則と異なる運賃・規則等が発効となっている場合、再計算を行う。（追徴・発券替え等の処理が必要となる場合もある）

★ 4. 小幼児運賃

12歳未満の旅客は、航空券の運送開始日（最初の区間の搭乗日）における年齢で小児と幼児に分かれる。（予約や航空券発券の完了日における年齢が基準ではない）

(1) 小幼児運賃の適用年齢は以下のとおり。

①小児（Child）：2歳以上12歳未満

②幼児（Infant）：2歳未満

(2) 運賃計算の規則は、大人の規則に準ずる。また適用した小幼児運賃は、原則当該航空券の旅行終了時まで有効である。

(3) 大人が同伴する小児と幼児は、原則下記の金額を各々の適用運賃とする。

①小児：大人運賃の75%

②幼児：大人運賃の10%

（注）：幼児運賃適用旅客は、座席を利用（占有）することはできない。

幼児が座席を利用する場合は、小児の運賃を適用する。

(4) 大人1人が同伴可能な幼児は2人までで、かつ幼児運賃を適用できるのは1名のみ。従って大人1人が幼児2人を同伴する場合、2人目は座席を確保して、小児運賃を適用する。なお大人1人が同伴可能な小児の人数についての制限は、原則ない。

(5) 大人が同伴しない非同伴小幼児（Unaccompanied Minors）

①非同伴の小児は、大人運賃を適用する。ただし一定の年齢（航空会社により年齢は異なる）に達していない小児の一人旅は、運送を引き受けない場合がある。

②非同伴の幼児の一人旅は認められない。（大人の同伴が義務付けられる）

(6) その他

一部の航空会社（または運賃種類）では、上記に記載した規則や取り扱いに、例外や特例を設けることがある（下記*参照）ので、実際に小幼児運賃を適用する場合は、その都度航空会社への確認が必要である。

* 幼児運賃適用旅客が旅行中に小児の年齢に達したときは、安全上の理由により、座席確保（当該区間は小児運賃を適用する）を義務付ける。等

★★★ 5. 曜日運賃とシーズンリティ

(1) 曜日運賃（ウィークエンド運賃・ウィークデイ運賃）

国際線区間を出発する曜日により変動する、曜日運賃（「ウィークエンド運賃」と「ウィークデイ運賃」）が設けられる運賃がある。運賃の種類により曜日運賃の設定の有無は異なる。（ウィークエンド運賃は週末運賃、ウィークデイ運賃は平日運賃と呼ばれる場合がある。詳細は第4章を参照）

(2) シーズンリティ（適用期間）

国際線区間を出発する日付により、適用期間（季節）を複数に分けて、運賃額が変

動する運賃がある。この適用期間のことを「シーズナリティ」という。運賃の種類によりシーズナリティの設定の有無は異なる。(詳細は第4章を参照)

★★★ 6. 最長旅行期間

日本発のすべての運賃は、最長旅行期間が定められている。

最長旅行期間とは、その運賃の最大限(最長)の滞在可能期間であり、遅くとも、その最長旅行期間の満了日の24時まで「復路の最終途中降機地点からの旅行を開始」しなければならない。(復路に途中降機地点がない場合は折り返し地点からの旅行開始)

- ① それぞれの運賃により、最長旅行期間が異なる。
 - 日本発の運賃の大多数は「X日発・開始」「X週間発・開始」「Xヵ月発・開始」「1年発・開始」等の期日で最長旅行期間が定められている。(「10日発・開始」「2週間発・開始」「3ヵ月発・開始」のような規定となる: 詳細は第4章を参照)
- ② 該当する「最長旅行期間満了日の24時まで最終途中降機地点からの旅行を開始」しなければならない。

★★★ 7. 必要旅行日数

当該運賃を適用するときの、最低限必要な旅行日数(最短の旅行可能日数)を定めたもので、最も早く、海外から日本に向けた旅行が開始できる日をいう。

復路最後の途中降機地点(途中降機地点がない場合は折り返し地点)からの出発は、この日の「0時01分以降」の便でなければならない。

各々の運賃により規則が異なり、「制限なし」または「X日発・開始」のような規定となる。(詳細は第4章を参照)

★★★ 8. 変更、取り消し、払い戻し

各運賃の適用規則に従う。(詳細は第4部を参照)

一般的には、変更、取り消し、払い戻しとも、各種の制限が付されることが多く(不可の場合もある)、各種の手数料が徴収される。

★★★ 9. 航空券の購入(発券)期限

航空券の購入(発券)期限が規則で定められている運賃がある。

定められた期限までに、予約した旅程の航空券を発券しないと、予約がすべて取り消しされる場合や、予約旅程に適用する運賃額が異なってくる場合がある。

多くの運賃は購入期限(発券期限)が設定されている。(詳細は第4章を参照)

理解度チェック-2 (解答は P.153)

第2問. 下記の設問に答えなさい。

問1. 国際航空運賃に関する以下の記述で、正しいものは○、誤っているものは×で答えなさい。

- ① 運賃は、航空券の発券日に有効なものを適用する。
- ② 航空券の発券日における年齢が満11歳であっても、運送開始日の時点において満12歳となる旅客は、別途の定めがない限り、大人運賃を適用する。
- ③ すべての運賃には、ウィークエンド(W)運賃とウィークデイ(X)運賃の設定がある。

問2. 国際航空運賃に関する以下の記述で、() 内に入る正しい語句または数値等を答えなさい。

- ① その運賃の最大限の滞在可能期間を定めた規則を() という。
- ② 大人に同伴され、かつ座席を使用する1歳の幼児に適用する運賃額は、原則、大人運賃の() %の金額となる。
- ③ その運賃の最短の旅行可能日数を定めた規則を() という。

10. 出発地国通貨建て運賃、中立通貨単位、IATA 換算レート

(1) 出発地国通貨建て運賃 (LCF = Local Currency Fares)

- ① 国際航空運賃は、原則、出発国の通貨で設定されている。この運賃を出発地国通貨建て運賃 (Local Currency Fares) という。
- ② 日本発は日本円 (JPY)、米国発は米国ドル (USD)、フランス発はユーロ (EUR) など、出発地国の通貨を単位とする運賃額となっているが、自国の法定通貨でなく米国ドルで設定されている国(フィリピンやインドネシアなどの約 80 ヶ国)もある。

★ (2) 中立通貨単位 (NUC = Neutral Unit of Construction)

- ① 運賃は前述の通り、原則、出発地国通貨建て運賃で設定されているため、複雑な旅程や各種の運賃計算を行う際に、各国通貨のまま組み合わせて計算することはできない。

そのために作られた世界共通の中立通貨単位 (または運賃共通単位) が「NUC」であり、運賃を算出する際はこの NUC 額を用いて計算を行う。

- ② 運賃を計算する際は NUC 額で行うが、旅客から運賃を収受する際は、NUC 額を出発地国通貨建て運賃の金額 (日本発の場合は JPY = 日本円) に換算する。
- ③ 出発地国通貨建て運賃を NUC 額に換算する場合、および運賃計算で算出された NUC 額を出発地国通貨建て運賃に換算する際に用いられるのが、下記 (3) の「ROE」(IATA 換算レート) である。(「IROE」と表示される場合もある)

ROE は毎月変更されるので、出発地国通貨建て運賃の金額が変わらない場合でも、NUC 額はその都度変更されることになる。

★ (3) IATA 換算レート (ROE = IATA Rate of Exchange)

- ① ROE は、米国ドルの実勢レートを基に、毎月 (1 ヶ月ごとに) 変更される。
- ② ROE は「航空券の発券日に有効なもの」を適用する。(出発日基準ではない)
- ③ 日本円の ROE は、小数点 6 位まで (例: P25 / NUC 1.00 = JPY 142.729597) の数値が用いられる。

(4) 運賃・TAX等の換算と端数処理

計算例の①②③は、P25のTYO発NYC行、JALエコノミークラス・片道ウィークデイ運賃（Y2X00ZN5）の772,000円を用い、ROEは142.729597とする。

①日本円の運賃額を NUC 額に換算する場合：

1) 「日本円÷ROE」で算出された数値の小数点第3位以下を切り捨てて、小数点2位までの数値を NUC 額とする。(NUCの最小単位は0.01)

2) 計算例：日本円運賃772,000円÷ROE142.729597 = 5408.8291

→運賃計算で用いる NUC 額 = NUC5408.82 (小数点2位までの数値)

②マイレージ計算 (P54) の結果、運賃の割り増しを行い、算出された NUC 額に小数点3位以下の端数が出る場合：

1) 上記の①と同様に、算出された数値の小数点第3位以下を切り捨てて、小数点2位までの数値を NUC 額とする。(NUCの最小単位は0.01)

2) 計算例：NUC 額5408.82 × 1.05 (運賃の割り増し率) = 5679.261

→運賃計算で用いる NUC 額 = NUC5679.26 (小数点2位までの数値)

③ NUC の運賃額を、旅客が支払う日本円の運賃額に換算する場合：

1) 「NUC 額×ROE」で算出された数値の小数点第1位までの数値を、100円単位に切り上げる。(日本円の運賃の最小単位は100円)

2) 計算例：NUC 額5679.26 × ROE142.729597 = 810,598.4...

→旅客が支払う日本円の運賃額 = 810,600円 (100円単位に切り上げる)

④航空券の発券時に徴収される、旅客が支払う運賃以外の各種の TAX、空港施設利用料等を日本円に換算する場合：

1) 徴収が行われる国の通貨額に、航空券の発券日に有効な「ICER」という換算率を乗じる。算出された数値は各 TAX の種類ごとに小数点第1位までの数値を、10円単位に切り上げる。(日本円の最小単位は10円)

* ICER = IATA Consolidated Exchange Rates (小数点6位の数値で毎日変動する)

2) 計算例：米国の国際通行税 (US Tax) が US \$ 18.60 で ICER が 146.950927 の場合

US\$18.60 × ICER146.950927 = 2,733.28...

→旅客が支払う日本円額 = 2,740円 (10円単位に切り上げる)

⑤日本の各空港が、航空券の発券時に徴収する空港施設利用料等 (P29) は、ICER による換算や端数処理は不要である。(日本円の徴収額をそのまま適用する。)

11. タリフ (Tariff)

(1) タリフとは

タリフとは、運賃を算出する上で必要な、運賃額や適用規則が掲載されている運賃表データのことである。

タリフは、航空会社の予約端末である GDS (Global Distribution System) 等で検索することができる。

※各キャリアのキャリア運賃・IT 運賃の運賃額や運賃規則を分かりやすい日本文で検索することができる OFCWEB タリフは、2025 年 3 月をもってサービス終了。

- タリフに掲載される運賃を「公示運賃 (Published Fare)」という。
- 大人 1 人あたりの直行運賃が掲載される。一般的には片道と往復の両運賃が設定されている。
- 1 つの都市に複数の空港 (マルチエアポート / Multi Airport と呼ばれる) があるときは、原則として、どの空港を利用したのかに関わらず、当該都市発着の直行運賃として適用することができる。(例: 東京発着の運賃は、成田発着でも羽田発着でも適用可能)

★ (2) 電子タリフ (Electronic Tariff)

航空会社や旅行会社などが使用している、旅行関連の予約・発券システムであるGDS (Global Distribution System) で、所定のフォーマットを入力することで運賃の検索が可能な電子タリフがある。日本円運賃額と NUC 運賃額を同時に表示することはできないので、それぞれの運賃単位ごとに検索する。

下記は GDS の 1 つであるアマデウス (AMADEUS) による東京発ニューヨーク行の JL (日本航空) の日本円運賃の電子タリフの表示例である。GDS により、検索結果の項目や表示の順序は異なる。

TYO 発 NYC 行 - JL の日本円運賃 (抜粋: 2024 年 10 月 4 日に検索した例)

LN	FARE BASIS	OW JPY	RT	B	PEN	DATES/DAYS	AP	MIN	MAX	R
ROE 142.729597 UP TO 100.00 JPY ← ①										
04OCT24**04OCT24/JL TYONYC /NSP;PA/TPM 6739/MPM 8086 ← ②										
01	F1W00ZN5	2135000		F	-	- - -	+	-		M
02	F1X00ZN5	2020000		F	-	- - -	+	-		M
03	J2W00ZN5	1321000		J	-	- - -	+	-		M
04	J2X00ZN5	1184000		J	-	- - -	+	-		M
05	F1W08ZN5		3050000	F	-	- - -	+	-	12M	M
06	F1X08ZN5		2885000	F	-	- - -	+	-	12M	M
07	J2W08ZN5		2033000	J	-	- - -	+	-	12M	M
③	J2X08ZN5		1767000	J	-	- - -	+	-	12M	M
09	W2W00ZN5	866000		W	-	- - -	+	-		M
10	Y2W00ZN5	859000		Y	-	- - -	+	-		M
11	W2X00ZN5	779000		W	-	- - -	+	-		M
12	Y2X00ZN5	772000		Y	-	- - -	+	-		M
13	W2W08ZN5		1237000	W	-	- - -	+	-	12M	M
14	Y2W08ZN5		1227000	Y	-	- - -	+	-	12M	M
15	W2X08ZN5		1113000	W	-	- - -	+	-	12M	M
16	Y2X08ZN5		1103000	Y	-	- - -	+	-	12M	M

===以下、省略===

① ROE = JPY142.729597、日本円の運賃額への端数処理単位 = 100 円

② 運賃の検索を行った日 = 04OCT、運賃検索を行った航空会社のコード = JL

運賃区間 = TYO - NYC、普通運賃と特別運賃の両方を表示 = NSP、運賃・TPM・MPM の GI = PA、TYO - NYC 間の TPM = 6739、TYO - NYC 間の MPM = 8086

③日本円運賃額の表示例 (Jクラス：ウィークデイ往復運賃)

i	ii		iii	iv	v	vi	vii	viii
FARE BASIS	OW	JPY RT	B	PEN	DATES/DAYS	AP	MIN	MAX R
J2X08ZN5		1767000	J	-	-	-	+	- 12M M

[参考] 上記の NUC 運賃額の表示例

通貨単位：NUC

FARE BASIS	OW	NUC RT	B	PEN	DATES/DAYS	AP	MIN	MAX	R
J2X08ZN5		12380.05	J	-	-	-	+	-	12M M

1,767,000 円 ÷ ROE142.729597 = NUC12380.05

i : 運賃種類のコード (FARE BASIS)

クラス・運賃の種類 (J2)、曜日運賃 (X = ウィークデイ運賃、W = ウィークエンド運賃)、航空会社が定める運賃タイプの略号 (08ZN5)

ii : 日本円運賃 (JPY)

往復運賃は「RT」の列に運賃額が記載される。(J2X08ZN5 : 1,767,000 円)

片道運賃は「OW」の列に運賃額が記載される。(J2X00ZN5 : 1,184,000 円)

iii : 予約クラスのコード (B)

F = ファースト、J = ビジネス、W = プレミアムエコノミー、Y = エコノミー

iv : 取消手数料の情報 (PEN)

取消手数料が徴収されないときは「-」、徴収されるときは「+」で表示

v : 適用期間 (DATES / DAYS)

シーズンリティなど

vi : 購入・予約期限 (AP = ADVANCE PURCHASE DATE)

発券や予約の期限がないときは「-」、あるときは「+」で表示

vii : 必要旅行日数・最長旅行期間 (MIN / MAX)

左 = 必要旅行日数 (MIN) : - (なし = 必要旅行日数の制限はない)

右 = 最長旅行期間 (MAX) : 12M (12 ヶ月 = 1 年)

viii : 経路に関する規定 (R)

M = 通常のマイレージ計算を適用する

R = 経路が指定される

★ 12. アッドオン運賃 (Add - On Fare)

世界には多くの都市があるため、あらゆる都市間の直行運賃を設定するとタリフの掲載量が膨大となる。このため主要都市の直行運賃をタリフに公示し、その他の都市は主要都市の運賃に、一定の加算運賃をプラスして直行公示運賃を作る方法が取られている。この加算運賃のことを「アッドオン運賃」(「アドオン運賃」と表記される場合もある)といい、アッドオン運賃を加算して直行運賃が作られる地点(都市)のことを「アッドオン地点」という。

一般的に電子タリフでは、区間を指定して運賃の検索を行うと、アッドオン額を含めた(加算した)、アッドオン地点の直行公示運賃が表示される。

(1) アッドオンの使用

アッドオン運賃は、公示されている直行運賃に加算して「直行公示運賃を作るため」に使用するものである。

- ①アッドオン運賃のみを使用して、区間運賃とすることはできない。
- ②アッドオン運賃を連続して加算して、直行公示運賃を作ることはできない。
(下記vの例)
- ③公示運賃を挟む形で両端にアッドオン運賃を加算することは可能。(下記iiiの例)
- ④アッドオン運賃を挟む形で、両端に公示運賃を加算して直行公示運賃を作ることはできない。(下記viの例)

アッドオン運賃の使用方 (公示運賃の作り方)	i. 公示運賃+アッドオン	○(直行公示運賃として使用することができる)
	ii. アッドオン+公示運賃	
	iii. アッドオン+公示運賃+アッドオン	
	iv. アッドオンのみ	×(直行公示運賃とすることはできない)
	v. 公示運賃+アッドオン+アッドオン	
	vi. 公示運賃+アッドオン+公示運賃	

(2) アッドオン運賃の計算 (公示運賃を作る例)

直行公示運賃の設定がない場合、アッドオン運賃を利用して当該区間の公示運賃を作ることができる。

実際のアッドオン運賃の使用例は「理解度チェック-6」の第14問(P118~120)のタイ国内加算運賃(アッドオン運賃:USM行の運賃が運賃表に無い)の使用方法和第19問(P135~137)の日本国内アッドオン運賃加算表(アッドオン運賃:福岡発着運賃が運賃表に無い)の使用方法を参照。

13. 付加運賃、税金、諸料金等

適用する公示運賃以外に、航空券に含めて徴収されるものがある。

いずれの徴収額も原則「航空券の発券日」に有効な金額や換算率を適用する。(出発日や予約の完了日が基準ではない)また以下の(1)(2)については、政府の認可が必要である。なお、航空会社により、徴収額や取扱いが異なる場合があるので実際の適用にあたっては、その都度確認をする必要がある。

★ (1) 燃油特別付加運賃 (燃油サーチャージ = Fuel Surcharge)

航空運賃は、航空燃料費を始めとした各種の経費を勘案した金額で設定するのが本来の考え方といえるが、燃油価格の急激な変化に対応(調整)するために、航空会社は、燃油価格が一定の水準を超えた場合においては、「燃油特別付加運賃(燃油サーチャージ)」と称する、変動性のサーチャージ方式による金額を、公示された航空運賃とは別に(運賃計算には含めないで)旅客より徴収している。なお、水準以下の場合には非適用となる。(徴収しない)

また、一部の航空会社は、燃油サーチャージの名目での徴収を撤廃している。(経費として運賃に含めている)

① 適用範囲

- 大人・小児とも同額を徴収する。(座席を使用しない幼児運賃適用旅客については、多くの航空会社が免除扱いとしている)
- 適用する運賃種類による適用免除はない。
- 払い戻しの際は(別途定めがない限り)取消・払戻手数料の規則は適用されない。

②適用路線・適用額

- 1区間ごとの徴収額は、方面・クラス等により、各航空会社の徴収額が異なる。また国際線区間だけでなく国内線区間でも徴収される場合がある。

③徴収額は原則、2カ月ごとに見直し(増額・減額・非適用)が行われるが、期中であっても航空会社からの申請により、変更が認可される場合もある。

④徴収額は原則「航空券の発券日」に有効なものが適用される。

(例) 6月発券の徴収額が1区間10,000円、7月発券の徴収額が15,000円である場合、出発が7月1日以降であっても、6月30日までに発券を完了させれば徴収額は1区間10,000円が適用される。

⑤コードシェア便を利用する場合、予約便名の航空会社が定める燃油サーチャージの規則(徴収額・取扱いなど)を適用する。

(例) TYO - LAX : JL062便 / AA8408便 (JLが実際の運航を行うコードシェア便)
JL062便で予約した場合 : JLの規則を適用
AA8408便で予約した場合 : AAの規則を適用

(2) 航空保険特別料金（航空保険料＝Insurance Surcharge）

各航空会社が不慮の事故等に備えて支払う保険料の高騰に伴い、増額分の一部を旅客より徴収している。取扱方の原則は前項(1)の「燃油特別付加運賃」と同じ。

（ただし適用範囲は、多くの航空会社で大人・小児・座席を使用しない幼児ともに、同額を徴収している）

(3) 税金・諸料金等

航空券の発券時には、燃油サーチャージと航空保険料以外にも、航空券に含めて徴収される各国の税金・諸料金等がある。日本に関しては下記①②③が、日本以外の各国に関しては下記④が徴収される。（原則として、幼児運賃適用旅客は無料）

①日本の空港施設使用料（略：PSFC／単位：円）

〔国際線の出発時に徴収される：空港は抜粋〕

空港 旅客	成田 (注1)	羽田	中部 (注2)	関西 (注3)	福岡	新千歳	仙台
大人	2,460	2,950	2,620	3,310	980	2,610	700
小児	1,240	1,470	1,310	1,660	490	1,300	350

（注1）第3ターミナルは、大人1,370円、小児690円

（注2）第2ターミナルは、大人1,300円、小児650円

（注3）第2ターミナルは、大人・小児同額：1,250円

*一部の空港においては、国際線に乗り継ぐための国内線の利用に対して、国内線空港施設使用料が、別途徴収される場合がある。（詳細は省略）

②日本の旅客保安サービス料（略：PSSC／単位：円）

〔国際線の出発時に徴収される：空港は抜粋〕

空港 旅客	成田	羽田 (注4)	中部	関西	仙台
大人・小児	700	230	580	320	240

（注4）徴収をしない航空会社がある

*各空港ともターミナルによる徴収額の違いはない

*国内線利用時の徴収はない。

③日本の国際観光旅客税（出国税）

日本のすべての空港の「国際線の出発」で徴収される。大人・小児とも1,000円、2歳未満の幼児は、座席利用の有無に関わりなく無料である。

④日本以外（外国）の徴収税等

外国の税金・諸料金（空港使用料、保安税、出入国税、入国・税関審査料、動植物検疫料、騒音税、通行税など）の徴収額は、国・空港・運賃等により、金額や徴収対象年齢が異なり、また乗り継ぎや途中降機により要・不要が異なるなど、多種・多岐にわたっている。（詳細は省略）別途定めがない限り、原則として小児運賃適用旅客は大人と同額が徴収される。

★ 14. 航空券の記載内容 (eチケットお客様控え)

記載例は、「ヨーロッパ行-JL Semi-Flex」運賃」を適用する旅客の「eチケットお客様控え」である。(AMADEUS発行例-抜粋)

eチケットお客様控え

ELECTRONIC TICKET ITINERARY / RECEIPT

■お名前 NAME	NORYOKU/HANAKO MS ①	■発券航空会社 TICKETING AIRLINE	JAPAN AIRLINES ⑤
■予約番号 REFERENCE	M3ZA2N ②	■発券事業所 TICKETING PLACE	16301234 ⑥
■発券日 TICKETING DATE	01OCT24 ③	■マイレージNO FQTV	JL195104170 ⑦
■チケット番号 TICKETING NUMBER	1311764100103 ④		

旅程表 ITINERARY

出発/到着日時 ⑧ DATE/TIME	都市/空港 (ターミナル) ⑨ CITY/AIRPORT	航空会社/便/クラス⑩ AIRLINE/FLIGHT/CLS	予約⑪ STATUS	備考 ⑫ REMARKS
07OCT (MON) 1030 07OCT (MON) 1750	TOKYO/NARITA INTL (2) FRANKFURT INTL (2)	JAPAN AIRLINES JL 407 / J	OK	FB: JNWOAOM1 BGG: 3PC NVB/NVA: //
16OCT (WED) 2030 17OCT (THU) 1725	PARIS/CHARLES DE GALLE (2E) TOKYO/HANEDA INTL	JAPAN AIRLINES JL 046 / J	OK	FB: JNXOAOM1 BGG: 3PC NVB/NVA: //

FB: 運賃種別 (FARE BASIS)
BGG: 無料手荷物許容量 (FREE BAGGAGE ALLOWANCE)
NVB/NVA: NOT VALID BEFORE/AFTER

航空券の提示を求められたときには、パスポートとともにこの書類をご提示ください。記載されている内容は発券時のものです。予告なしに変更される場合がありますので、最新情報をご確認ください。

運賃/航空券情報 FARE/TICKET INFORMATION

お支払い方法 ⑬ FORM OF PAYMENT	CASH
運賃 ⑭ FARE	JPY1322000
空港税等 ⑮ TAX	JPY71100YQ/JPY1000TK/JPY2460SW/JPY7000I/JPY2090FR/JPY2620QX/JPY4480IZ TOTAL: JPY 1406450
運賃計算情報 ⑯ FARE CALCULATION	07OCT24 TYO JL FRA 5086.53 /-PAR JL TYO 4175.72 NUC9262.25 END ROE142.729597
制限事項等 ⑰ ENDORSEMENTS / RESTRICTIONS	FLT BTWN JPN-EUR//JL ONLY

ご注意

航空会社の提供する旅客運送その他のサービスは、本書の内容に含まれる運輸約款の適用を受けます。運輸約款は発行航空会社からもご入手いただけます。このお客様控えは、ワルシャワ条約第3条上「航空券」とみなされます。ただし航空会社が同条約第3条の要件に適合する別の書類をお客様に発行する場合は別とします。

(1) e チケット (Electronic Ticket)

すべての航空券は、搭乗用片 (Flight coupon) のない「e チケット」となっている。航空券の発券が行われると、発券情報や予約情報が航空会社のコンピュータに保管され (電子ファイル化) 旅客には航空券購入 (発券) 済の証明として「e チケットお客様控え」が発行される。

主たる特徴・利点としては、以下のとおり。

- 1) 電子化されているため、電子メールなどで入手することが可能。
- 2) 予約情報や発券情報は、航空会社のホストコンピュータに保管されているので、紛失した場合でも、無料で再発行が可能。
- 3) コピー、FAX 用紙などに印刷されたものでもよい。

(2) e チケットの記載内容

発券を行う GDS により掲載内容や表示方が異なる場合がある。

〔旅客情報：①～⑦〕

①お名前 (NAME)

氏名 (Name of Passenger) が、姓 (Surname または Family Name)、斜線 (/)、名 (First Name)、性別またはタイトル (MR、MS、DR 等) の順に記載される。

②予約番号 (REFERENCE)

航空会社 (旅客) の予約記録 (PNR = Passenger Name Record) の番号。通常は 6 桁で、アルファベットと数字の組み合わせとなる。

③発券日 (TICKETING DATE)

航空券を発券した年月日。

④チケット番号 (TICKETING NUMBER)

最初の 3 桁が発券航空会社の番号 (記載例は 131 = JL であることを表す) で、続く 10 桁が航空券番号、計 13 桁の番号となる。

⑤発券航空会社 (TICKETING AIRLINE)

発券航空会社をフルネームで記載。

⑥発券事業所 (TICKETING PLACE)

航空券の発券を行った個所名 (航空会社または IATA 代理店名) と、その IATA 登録番号。

⑦マイレージ No (FQTV)

旅客のマイレージプログラム (FFP = Frequent Flyer Program) の番号。

〔旅程表 - ITINERARY：⑧～⑫〕

⑧ 当該 e チケットの 1 区間は TYO - FRA、2 区間は PAR - TYO の旅程。

* FRA - PAR 間は、航空機を利用しない (航空機以外の手段で移動する) 地上運送区間 (Surface) である。

従って旅行形態はオープンジョー旅行となる。

〔1区間目〕

10月7日(月) 10:30、東京(成田空港)発、日本航空407便Jクラス

10月7日(月) 17:50、フランクフルト着

〔2区間目〕

10月16日(水) 20:30、パリ(ド・ゴール空港)発、日本航空046便Jクラス

10月17日(木) 17:25、東京(羽田空港)着

⑧出発/到着日時 (DATE/TIME)

上段が当該便の出発月日・曜日・出発時刻(現地時刻)、下段が当該便の到着月日・曜日・到着時刻(現地時刻)

⑨都市/空港(ターミナル) (CITY/AIRPORT)

上段が出発都市名で、下段が到着都市名。その都市に複数の国際空港がある場合には、都市名に続いて空港の名称。

⑩航空会社/便/クラス (AIRLINE/FLIGHT/CLS)

上段が予約を行った航空会社のフルネーム、下段にその航空会社のアルファベット略号/フライト番号/予約(利用)クラス。

⑪予約 (STATUS)

アルファベット2文字の略号で、予約した便の予約状況を表す。

(例) OK = 予約はOK (Confirm)、RQ = リクエスト中 (Request) またはキャンセル待ち、など

⑫備考 (REMARKS)

FB (Fare Basis = 運賃種類・種別)、BGG (Free Baggage Allowance = 無料手荷物許容量)、NVB = Not Valid Before、NVA = Not Valid After (必要旅行日数と最長旅行期間の規則に基づく日付) など。

〔運賃/航空券情報 - FARE / TICKET INFORMATION : ⑬~⑰〕

⑬お支払い方法 (FORM OF PAYMENT)

旅客の航空券代金の支払方法。現金の場合はCASH、クレジットカード利用の場合は、カード会社名の略号+カード番号。

⑭運賃 (FARE)

運賃計算情報(⑯)のNUC額×ROEで算出された出発地国通貨建て運賃(日本円)。

⑮空港税等 (TAX)

航空券発券の際に、運賃以外に徴収されるもの(燃油サーチャージ、空港使用料、各国のTAX類等)を、日本円に換算し、種別のコードが付される。

JPY71100YQ = 燃油サーチャージ(70,000円)と航空保険料(1,100円)の合計額

JPY1000TK = 国際観光旅客税(1,000円)

JPY2460SW = 成田空港の空港施設使用料 (2,460 円)

JPY700OI = 成田空港の旅客保安サービス料 (700 円)

他に、パリの空港税・民間航空税・旅客サービス料・国際線出発連帯税などの各国の税金料金と、旅客の合計支払額。(1,406,450 円)

⑩運賃計算情報 (FARE CALCULATION)

航空券に適用した運賃計算の結果が NUC 額で表記され、日本円への IATA 換算レート (ROE) も表記。(表記方の例は P50)

ここに記載された NUC × ROE の数値が、⑭の日本円運賃額 (JPY) となる。

* NUC9262.25 × ROE142.729597 → 端数処理 → JPY1,322,000 (日本円運賃)

⑪制限事項等 (ENDORSEMENTS/RESTRICTIONS)

航空券に適用した運賃の各種の制限事項や、特別な案内があるときに使用される。

本例の「FLT BTWN JPN-EUR//JL ONLY」は「日本とヨーロッパ間の便は JL に限る」という JL Semi-Flex J 運賃の規則が記載されている。

その他、よく使われる規則や制限の記載事項例は以下の通り。

NONREF : 払い戻しは不可

NO RESERVATION CHANGE または NO CHG : 予約の変更は不可

NOT REROUTABLE : 経路変更は不可

NOT ENDORSABLE : エンドース (他の航空会社への裏書・譲渡) は不可

覚えるポイント

タリフにおける IATA 地区	<ul style="list-style-type: none"> ● IATA は、世界を3つの地域 (TC1,TC2,TC3) に分けている。 <ul style="list-style-type: none"> ・各地区は、さらにいくつかの補助地区 (小地域) に細分化されている ・日本は「TC3」に属している
旅行経路 (GI=Global Indicator)	<ul style="list-style-type: none"> ●適用する運賃と MPM は、目的地に向かう旅行経路 (GI) によって決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・TC1行・・・「PA」と「AT」の2種類 ・TC2行・・・ヨーロッパ行は「TS」「EH」「AP」の3種類 ロシア行は3種類に「RU」「FE」を加えて5種類 ・TC3行・・・「EH」
運賃の適用	<ul style="list-style-type: none"> ●「航空券の発券日に有効」な運賃を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・航空券の運送開始日 (最初の区間の搭乗日) に適用される、航空券発券日に有効な運賃を全旅程に適用する
曜日運賃とシーズンリティ	<ul style="list-style-type: none"> ●曜日運賃 (ウィークエンド運賃とウィークデイ運賃) が設定されている運賃がある。 ●複数のシーズンリティ (適用期間) が設定されている運賃もある。
小幼児運賃	<ul style="list-style-type: none"> ●小幼児運賃は、航空券の運送開始日の年齢を基準として適用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・同伴される大人の運賃・規則が基準となる ・同伴される大人の運賃からの割引が適用できる (一部の運賃を除く)
最長旅行期間と 必要旅行日数	<ul style="list-style-type: none"> ●最長旅行期間：最大限 (最長) の滞在可能日数 (期間)。 <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの運賃種類で異なる ●必要旅行日数：最低限必要な (最短の) 旅行可能日数 (期間)。 <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの運賃種類で異なる
出発地国通貨建て運賃 NUC と ROE	<ul style="list-style-type: none"> ●日本発の出発地国通貨建て運賃は「日本円 (JPY)」で最小単位は「100円」。 ●NUC とは運賃計算をする際の、中立通貨単位 (運賃共通単位) で最小単位は「小数点2位」 ●ROE とは NUC で算出された数値を出発地国通貨建て運賃 (JPY) に換算する際に用いるレート。 <ul style="list-style-type: none"> ・ROE は毎月 (1ヵ月ごとに) 変更 (変動) される
燃油サーチャージ	<ul style="list-style-type: none"> ●燃油特別付加運賃 (燃油サーチャージ = FUEL SURCHARGE) <ul style="list-style-type: none"> ・通常の運賃以外に、付加運賃として航空券に含めて徴収される ・ただし発券の時期により非適用 (徴収額がない) の場合がある ・原則、航空券発券日に有効な金額を適用する (出発日基準ではない) ・航空会社により、徴収金額や取り扱いが異なる
運賃・TAX 等の換算と 端数処理	<ul style="list-style-type: none"> ●日本円建て運賃を NUC 額にするとき = 日本円 ÷ ROE <ul style="list-style-type: none"> ・小数点3位以下切り捨て、小数点2位までの数値を採用 JPY 131,500 ÷ ROE 142.729597 = 921.3225... ⇒ NUC 921.32 ●NUC 額を日本円建て運賃にするとき = NUC × ROE <ul style="list-style-type: none"> ・小数点2位以下切り捨て、小数点1位までの数値を100円単位に切り上げ NUC 921.32 × ROE 142.729597 = 131,499.63... ⇒ JPY 131,500 ●その他の TAX 等の日本円徴収額 = TAX 等 × ICER <ul style="list-style-type: none"> ・小数点2位以下切り捨て、小数点1位までの数値を10円単位に切り上げ 米国入国審査料 (USD 7.00 × ICER 146.950927 = 1,028.65... ⇒ JPY 1,030)

理解度チェックー3

(解答は P.154)

第3問 国際航空運賃に関する以下の記述で、() 内に入る正しい語句を答えなさい。

- ① 日本発の運賃は、出発地国の通貨である () で設定されている。
- ② 運賃計算を行う際は、中立通貨単位を用いて行うが、この中立通貨単位のことをアルファベット3文字の略号で () と表す。
- ③ 中立通貨単位で算出された運賃を出発地国の通貨に換算する場合、アルファベット3文字の略号で () と呼ばれる換算レートを用いる。
- ④ 出発地と到着地の間で直行公示運賃がない場合、他の2都市間の直行運賃に () 運賃を加算して2地点間の直行公示運賃とすることができる。
- ⑤ 各国の税金や燃油サーチャージは、出発日によって決定するのではなく () に有効な金額を適用して徴収される。

第4問 運賃やTAXの計算において、端数処理前の計算結果 (①)、または計算式 (②③) であるとき、右の () 内に端数処理を正しく行った場合の数値を記入しなさい。

- ① NUC 額の端数処理：NUC 245.2375 → NUC ()
- ② 日本円運賃への換算：NUC 2198.02 × ROE 146.961476 → JPY ()
- ③ TAX 額の日本円換算：USD (米国ドル) 16.00 × ICER 149.339381
→ JPY ()